

## 新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 新居浜市・別子山村合併協議会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の協議資料の作成に関すること。
- （3）協議会の広報に関すること。
- （4）協議会の庶務に関すること。
- （5）その他協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、係長その他必要な職員を置く。

2 係の分掌事務は、別表のとおりとする。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたとき、その職務の代理を行う。

（決裁）

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- （1）協議会の運営に関する基本方針の決定
- （2）協議会の提案する議案の決定
- （3）協議会の予算及び決算
- （4）協議会に関する規程及び要領等の制定改廃
- （5）その他特に事務局長が重要と判断する事項

（専決事項）

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）物品の購入その他契約の締結に関すること。
- （2）物品及び現金の出納に関すること。
- （3）職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
- （4）その他事項（前条第5号に規定する事項を除く。）

（職員の服務）

第7条 職員の服務並びに勤務時間、休日及び休暇等については、会長の属する市村の例による。

（給与等）

第8条 職員の給与については、それぞれの派遣する市村の負担とする。

2 職員の時間外勤務手当及び旅費については、会長の属する市村の例により協議会が支給する。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

係名	分掌事務
総務係	(1) 庶務及び会計に関すること。 (2) 合併の諸手続きに関すること。 (3) 協議会の会議に関すること。 (4) 合併に係る広報に関すること。 (5) 合併に係る史料の編纂に関すること。 (6) 人事に関すること。 (7) 費用弁償支給に関すること。 (8) 合併の方式に関すること。 (9) 合併に期日に関すること。 (10) 新市の名称に関すること。 (11) 新市の事務所の位置に関すること。 (12) 財産の取扱いに関すること。 (13) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 (14) 地方税の取扱いに関すること。 (15) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 (16) 特別職の身分の取扱いに関すること。 (17) 条例、規則等の取扱いに関すること。 (18) 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 (19) 一部事務組合等の取扱いに関すること。 (20) 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 (21) 公共的団体等の取扱いに関すること。 (22) 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 (23) 町名、字名の取扱いに関すること。 (24) 慣行の取扱いに関すること。 (25) その他総務関係に関すること。 (26) 他の係に属さないこと。
計画係	(1) 新市建設計画に関すること。 (2) 財政計画に関すること。 (3) 予算編成に関すること。
調整係	(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 (2) 条例、規則等の取扱いに関すること。 (3) 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 (4) 補助金、交付金の取扱いに関すること。 (5) 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 (6) 介護保険事業の取扱いに関すること。 (7) 消防団の取扱いに関すること。 (8) その他教育福祉、産業環境、都市建設に関すること。

## 事務局体制

	新居浜市	別子山村
事務局長	企画調整課長	
事務局員	企画調整課員( 2名 )	総務課員( 2名 )